

# 「岐阜東濃 産廃手帳」について

岐阜県東濃振興局環境課

## 1 はじめに

岐阜県東濃振興局が管轄する東濃地域は、本県の東南部に位置し、県土面積の15%、約1,563km<sup>2</sup>を占めています。管内市町村は、合併の進展によりかつての5市12町村が5市へと様変わりしてきており、また、島崎藤村ゆかりの「馬籠宿」で有名な長野県旧山口村が越県合併により管内へ編入されております。

県行政の組織としては、管内を西部・東部に分け、必要に応じそれぞれに現地機関を配置するなど地域に密着した行政の推進に努めております。

産業状況も、西部と東部に大別することができ、西部では古くから陶磁器産業が主力産業として地域に貢献しており、東部では東濃椴に代表される木材・木工産業や農業、また機械部品・弱電機器の製造業等多様な産業が立地しております。



## 2 産業廃棄物の不法投棄事件の発生

東濃振興局環境課は、人口約21万人を擁する西部地域を管轄（東部地域は東濃振興局恵那事務所が管轄）しており、課長以下7名で環境行政を担当しております。

そんな中、平成17年9月、管内の砂防指定地内の土地造成現場で産業廃棄物の不法投棄事件が発生しました。

警察の現場検証に環境課職員も立ち会いましたが、産業廃棄物（建設廃材）の表面を土砂でカモフラージュしたダンプが、早朝に運び込み直ちに埋め立ててしまうという悪質な手口でありました。

この現場は、土木事務所と連携して定期パトロールを実施していたところであり、この事件は

誠に残念でなりません。

## 3 全職員による早朝・夜間パトロールの実施

この事件を契機に、(従来、事業者へ委託している夜間・休日パトロールに加え) 職員の中から、東濃西部総合庁舎に入庁している全機関で、不法投棄が行われやすい時間帯にパトロールを実施しようという気運が盛り上がりました。

まずは「幹部職員がパトロールを実施してみよう。」ということになり、振興局長以下関係機関の所属長が、平成17年10月31日、早朝は6時から9時まで、夕方は17時から20時までのパトロールを実施し、全職員による早朝・夜間パトロールがスタートしました。

以降、職員のアンケート等を参考にパトロール時間の変更を行いました。平成18年1月末までに、週1～2回のペースで合計20回（延べ74名参加）のパトロールを実施してきたところです。

この間、軽易な不法投棄を2件発見するなど実質的な成果も出ておりますが、行政が積極的にパトロールを実施することは悪質事業者に対する抑止力につながるものと考え、今後も継続的に実施することにしております。

また、このようなパトロールの実施は、それが多くの地域住民の目に触れることで、不法投棄の撲滅に関する住民意識を高揚させ、地域住民との協働による「安全・安心な地域づくり」を推進させるものと考えております。

## 4 「岐阜東濃 産廃手帳」の発行

パトロール班は、車2台・最低4人で構成され、環境課又は保健所の環境行政に精通した職員が必ず同行することとなっておりますが、環境行政に全く縁のない職員も多数参加しております。

そこで、廃棄物行政について、全職員に少しでも理解してもらおうと冊子を発行し、配布することになりました。

コンセプトは、1 携帯しやすいようコンパクトであること、2 何よりも分かりやすいこと

です。

できましたのが、「岐阜東濃 産廃手帳」(※右記の写真)です。

大きさは、岐阜県職員なら誰でも持っている「岐阜県民手帳」と同じサイズ(縦16.5cm、横8.5cm)としました。

内容は、次のとおり9項目と資料編とし、全35ページに取りまとめました。



- 1 廃棄物とは
  - ・廃棄物の分類
  - ・産業廃棄物の種類と具体例
  - ・特別産業廃棄物の種類
- 2 廃棄物・リサイクル関連法
  - ・廃棄物・リサイクル関連法体系
- 3 監視パトロールについて
  - ・パトロールの種類
  - ・パトロールの方法
  - ・違反行為のあった場合の対応
  - ・注意事項
- 4 管内の処分場
  - ・管理型処分場
  - ・安定型処分場
- 5 産業廃棄物 Q&A
- 6 産業廃棄物 主な用語集
- 7 関係法令(抜粋)
  - ・廃掃法
  - ・砂防法
  - ・森林法
  - ・砂利採取法
  - ・採石法
  - ・岐阜県自然環境保全条例
  - ・岐阜県土地開発事業の法令に関する規則
- 8 廃棄物に対する不適正処理対策
  - ・監視パトロール以外の対策
- 9 水環境対策
  - ・人の健康の保護に関する環境基準
  - ・生活環境の保全に関する環境基準

廃棄物及び関連する法令の抜粋を掲載したのは勿論ですが、廃棄物行政を分かりやすく解説するため、野焼きの禁止や立木伐採手続きなど廃棄物行政を進める中で、住民や関係者から質問の多かった項目を「Q&A」として取りまとめました。

また「主な用語集」では、アスベストやPCBの説明のほか、セミ乗り、丸投げ、ミンチ等の専門用語も加えております。

さらには、緊急時の連絡先として、県関係機関、

関係職員、警察、消防署、報道機関等の電話番号を掲載し、実務面にも配慮しております。

個人情報が含まれていることから、東濃西部総合庁舎の職員約150名に限り配布することにいたしました。手前味噌ながら、必ずや業務に役立つものと確信しております。

このほか、関係職員が一丸となり不法投棄の撲滅を図るため、職員の提案を受け、パトロール車以外の公用車に「STOP!不法投棄」の表示をするなど、不法投棄の再発防止に努めております。